

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3618号 2017.4.25 発行

「同性カップル、里親に」報道から考える今後の課題

一般社団法人レインボーフォスターケア代表理事 藤めぐみ

シノドスジャーナル 2017年4月25日

2017年4月5日から6日にかけて、大阪市が男性カップルを養育里親に認定したことに
 関して、多くの報道がありました。また、翌7日には塩崎恭久厚生労働大臣が記者会見に
 おいて、同性カップルの里親を容認する発言をしました。

「男性カップル 里親に」のニュースは各紙が大きく報じた



それらの報道を受けて、ネット上でさまざまな意見が交わられています。

いくつかの意見に見られる誤解、そしてこの報道から新たにでてきた課題について述べたいと思います。「養子縁組」ではなく「里親」のニュース

ネット上に、「先

進国では同性婚の権利が先で、養子縁組の権利が後に認められたのに、日本は逆の動きになった。すごいことだ」というような意見が見られます。

しかし、それは間違いです。今回の報道は「養子縁組制度」ではなく、「里親制度」に関するものだからです。養子縁組制度の養親と養子の間には法律上の親子関係が発生しますが、里親制度の里親と里子の間にはそのような親子関係が発生しませんので、異なる制度です。(養子縁組につながる「養子縁組里親」という制度もあり、ややこしいですが、今回のケースは「養育里親」です)

養子縁組制度には、社会的養護(注1)の下で暮らす子どものための制度として「特別養子縁組制度」がありますが、同性カップルが特別養子縁組の養親になり、子どもを養育するためには、法律改正が必要となります。現在の日本の法律では、同性カップルは特別養子縁組の養親になれないのです。

(注1) 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。(厚生労働省のHPより)

一部の追加報道にあるように、「里親制度」においては法律上同性カップルを排除していないのにも関わらず「運用上」里親になれない事例が紹介されています。

「なれない」と自治体が回答することもあれば、当事者が「なれない」と思い込んでいたこともあったようです。今回は「運用上」きちんとやっつけよう、という話なのです。

NHKが配信した記事によると、日本大学危機管理学部の鈴木秀洋准教授が、「今回、法律で排除されていない同性カップルが里親と認定されたのは、あるべき運用と言える」と述べています。まさに「あるべき運用」なのです。

アメリカでは、同性カップルの養子縁組が認められるよりも以前に、同性カップルの里親が子どもを引き取って養育する事例がありました。

偏見の強い時代には、同性カップルは行政から「あなた方のような人たちには普通の子どもの委託できない」という言い方をされ、身体に障害があるなど他の家庭から敬遠されがちなお子さんが委託されることが多かったそうです。そのような状況の中で、彼らは愛情を持ってお子さんを育て、その姿は地域の人々から尊敬を集めることになった、という話があります。

また、ゲイカップルがダウン症の少年の里親になるという映画『チョコレートドーナツ』(2014年公開)では、二人の関係性について、いところ同士だと嘘をつくシーンがあります。偏見に晒されて、二人の関係について偽るカップルもいたようです。

『チョコレートドーナツ』は1970年代のアメリカを描いた作品ですが、最近では、同性カップルの里親は地域に溶け込み、地域の一員として子育てしています。

私は実際にアメリカに行き、女性カップルの里親ファミリーに会いましたが、彼女たちは里親コミュニティで信頼される先輩里親として活躍しておられました。また、そこで暮らす10代の女の子は、彼女たちの愛情に包まれて、健やかに成長しています。

また、家庭養護の国際会議でお会いしたオーストラリアの男性カップルの里親ファミリーは、チャーミングな男の子を育てていました。その後、彼らのお子さんが健やかに育つ様子を伝えてくれていますが、とてもあたたかい気持ちにさせられます。

さて、そのような同性カップルの里親の話が、どのように養子縁組の議論と関わるか、です。ここ数年、先進国では同性婚制度の議論が一気に盛り上がっています。同性婚制度と併せて、法律上の親子関係を成立させる養子縁組制度も議論となっています。同性婚制度と養子縁組制度が共に可決される国、同性婚制度の後に養子縁組制度が可決される国があるようです(注2)。

(注2) ILGA (the International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association) が公表している地図では、同性婚制度や同性カップルの養子縁組制度について示されている。

http://ilga.org/downloads/03_ILGA_WorldMap_ENGLISH_Overview_May2016.pdf

欧米などでは、同性カップルの養子縁組の議論において「彼らにきちんと子育てができるのか」という意見があったのですが、地域で暮らしている同性カップルの里親家庭がすでに存在していたため、「彼らにも子育てができる」という反論につながったとも聞きます。

日本においては、同性カップルの里親についてはまだ始まったばかりですが、離婚後、

同性パートナーと子育てしている方など、すでに同性カップルで子育てしている方はたくさんおられます。今後、日本で同性カップルの養子縁組制度の議論が起こったとき、欧米と同じような反論が起こるかもしれません。

今回の報道をきっかけに「同性カップルの権利」「LGBTの権利」の側面から、さまざまな議論が活発になるでしょう。それは歓迎すべきことだと思います。

しかし、この報道は「親元で暮らせないお子さんにあたたかい家庭が用意された」というニュースでもあります。まずは、社会的養護の下で暮らす子どもたちについて関心を深め、よりよい社会的養護のあり方について皆さんが考えるきっかけになるようにと願っています。

里親さんたちからも、「今回ほど里親制度について一斉に報道されたことはない」との声が届きました。厚生労働大臣の「同性カップルでも男女のカップルでも、子供が安定した家庭でしっかり育つことが大事で、それが達成されれば我々としてはありがたい」という言葉に、LGBT当事者だけではなく、里親さんたちから歓迎の声があがっています(注3)。

(注3) 4月7日毎日新聞 同性カップルに里子『ありがたい』

<https://mainichi.jp/articles/20170407/k00/00e/040/207000c>

みなさま、ぜひ「社会的養護」について、関心を持ってください。

「全国初」の報道、そこから見える課題

今回、「全国初の同性カップル里親」との報道が多く見られました。それは、ある意味では正しく、ある意味では少し誤解を生む表現かもしれません。というのも、私は以前から、「里親をしている同性カップルがいる」と聞いていましたし、その方たちについて少し報道されたこともあったからです。

では、今回の報道を見てみましょう。4月5日の毎日新聞の記事には、「厚生労働省は同性カップルの里親認定について『聞いたことがない』としており、全国初とみられる。」とあります。つまり、「厚生労働省が聞いたことがない」という報道なのです。私が聞いていた同性カップルの里親認定については、厚生労働省が把握していなかったことになります。

また、4月6日の東京新聞の記事では、「同性カップルでは、関東地方の女性二人がそれぞれ個人で認定された後、一緒に子どもを預かったケースがある。」とあります。

さらに、4月16日の毎日新聞の記事には、「兵庫県は昨年3月に30代の女性カップルを養育里親に認定していた」とも記されています。

他にもそういったケースはあるのかもしれません。ここで大切なのは「誰が『全国初』なのか」ではありません。

今回の件において注目すべきことは、「自治体が同性カップルを一つの『単位』『世帯』と捉えて認定したこと」「その認定を厚生労働省が把握したこと」「その結果、厚生労働大臣がコメントしたこと」です。

現在、国勢調査において、同性カップルについては親族に準ずる扱いにならず、ルームメイトや単なる同居人のような関係に含まれています。そのため、国が同性カップルについて、数や家族構成を集計していないという問題があります。

2015年の調査の前には6つの団体から共同で改善要望書が出されましたが、まだその改善は実現していません。

国勢調査において、同性カップル、そして同性カップルで子育てする家族は、統計上「いないこと」にされているのです。「いないこと」にされると、政策や施策を打ち出していく際の根拠が失われます。

現在、離婚後、同性パートナーと共に実子を育てている方がいますが、同性パートナーはその子どもの親権者になれません。精子提供によって子どもを出産し同性パートナーと子育てする家庭も同じ問題を抱えています。また、同性カップルの法制度が整わないことで、さまざまな問題が生じています(注4)。

(注4) LGBT法連合会「LGBTの困難の事例リスト」 <http://lgbtetc.jp/news/164/>

国や自治体は、同性カップルをはじめ、さまざまなマイノリティ家庭について世帯の実

態をきめ細かく正確に把握することで、より有効で現実に即した政策や施策を打ち出していくことができます。また、実態の正確な把握は、マイノリティ家庭で育つ子どもたちを取り巻く環境の改善にもつながります。

今回の報道では、厚生労働省がマイノリティ家庭を把握し、厚生労働大臣が里親について「ありがたい」と発言しています。また、吉村洋文大阪市長は「(こうしたことが)ニュースにならないのが在るべき社会だと思う」と述べています(注5)。

(注5) 4月7日 東京新聞

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201704/CK2017040702000120.html>

省庁や自治体が、マイノリティ家庭をしっかりと受け止め、政治家が前向きなメッセージを出したことは、意義のあることです。

「同性カップルの家庭の子どもなんていじめられるのではないか」という批判がある中で、政治家の「ありがたい」「ニュースにならないのが在るべき社会」は、社会で多様な家族をきちんと受け止め、共に生きていこう、という力強いメッセージにもなりました。

今回の報道をきっかけに、国や自治体には、統計上「いないこと」にされている人たちについて、正確に実態を把握し、すでに存在している多様な家族が安心して暮らしていくための政策や施策を検討して下さるよう期待しています。

「同性カップルと養子縁組・里親」関連の参考図書

【ノンフィクション】

『キッド——僕と彼氏はいかにして赤ちゃんを授かったか』

ダン・サヴェージ(著)、大沢章子(翻訳)

内容(「BOOK」データベースより)

同性カップルが養子縁組によって子どもを迎えるまでの事の次第を等身大で綴った痛快ノンフィクション。ダンとテリーはゲイのカップル。オープン・アダプション(開かれた養子縁組)で子どもを迎えようと決めた二人だが、男二人で「育ての親」となるという挑戦に加え、「生みの母親」であるホームレスのパンク少女メリッサの事情も絡んで、縁組成立まで一喜一憂の道のりに…。前例のないさまざまなステップを踏破して、ついに愛する息子

D・Jの親になるまでの自身の体験を、機知とユーモアたっぷりに語る。自虐&下ネタ満載で(その実、真摯に)経験を語り、同性愛への偏見に対しては辛辣な皮肉の乱れ撃ち!この愛すべき著者は、世界的なムーブメントとなったIt Gets Better Projectの発起人にして「アメリカで最も有名な同性愛者の権利擁護活動家の一人」(ハフィントンポスト)。何が人を親にするんだろう、家族って何だろう一読み進むほどにページを繰る手がかもどかしいほど加速する、新しいかたちの家族の誕生物語。

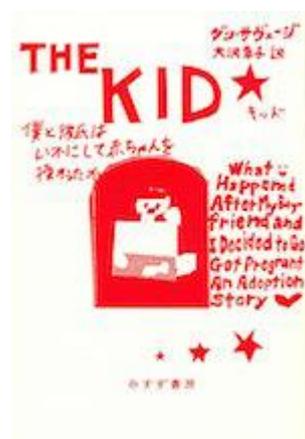
【ルポ】

『ルポ 同性カップルの子どもたち——アメリカ「ゲイビープーム」を追う』

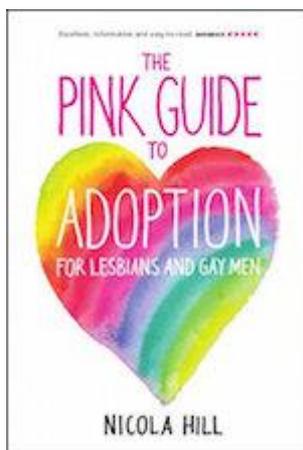
杉山 麻里子(著)

内容(「BOOK」データベースより)

ニューヨークで暮らす著者の長男の親友チャーリーには、二人のパパがいる。この一〇年間で子どもを育てる米国の同性カップルは倍増し、一〇万組以上にのぼるとされる。チャーリー一家のような同性親家庭は、米国の都市部を中心に日常の風景となりつつあるようだ。同性婚の合法化など性的マイノリティ(LGBT)の権利保障が注目されるなか、本書は、米国で進行中の「家族のかたち革命」の現実を追う。里子や養子だけでなく、精子・卵子提供、代理出産など生殖補助医療で子をもうける同性カップルと、その子どもたちの肉声を伝える。



【海外】



イギリスの本。実際の子育てについて同性カップル当事者やその子どもが語っている。

『The Pink Guide to Adoption for Lesbians and Gay men』

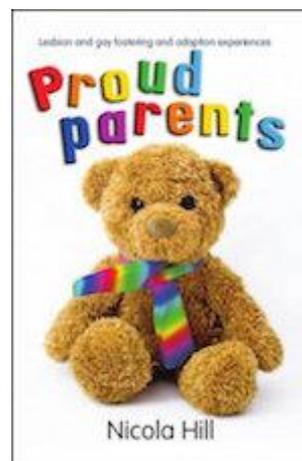
Nicola Hill (著)

『Proud Parents』

Nicola Hill (著)

藤めぐみ (ふじ・めぐみ)

一般社団法人レインボーフォスターケア代表理事



法務博士（専門職）。1974年豪州・シドニー生まれ。大阪府育ち。大阪大学文学部卒業、関西大学法科大学院修了。衆議院議員公設秘書、自治体職員などを経験。2013年、LGBTと社会的養護の問題について考える団体「レインボーフォスターケア」を設立。同年9月、IFCO世界大会（IFCO=家庭養護の促進と援助を目的とした世界で唯一の国際的ネットワーク機構）にて唯一LGBTをテーマにしたワークショップを開催。司法・立法・行政の各分野に携わった経験をもとに、さまざまな分野の専門家と意見交換を行いながら、LGBTと社会的養護に関する発信や提言をしている。

一般社団法人レインボーフォスターケア <http://rainbowfostercare.jimdo.com/>

高齢社員の働き方改革 独立法人が「戦力化マニュアル」作成、定年なし時代へ一石

産経新聞 2017年4月25日



労働者が減る時代。いかに高齢者を“戦力”にするかは社会の課題でもある＝東京・巣鴨

雇用延長が進む中、独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」が、「65歳超雇用推進マニュアル」を作成した。ヤマト運輸、サントリー、野村証券といった55の企業を調査した具体事例を詳細に分析しながら、“お荷物”にしない高齢社員の働き方改革を提案。高齢者の「雇用確保」から「戦力化」へと転換を促す狙いだ。将来的には、年金制度の破綻の恐れから、定年制度自体の廃止も見込んだノウハウを指南している。（社会部 天野健作）

65歳以上の定年はわずか1・1%

「70歳までを『ほぼ現役世代』とし、働ける社会にする」。自民党のプロジェクトチームは13日、こんな提言案をまとめた。超高齢化社会に備える必要性は急激に増している。特に日本老年学会などが1月、「65歳以上」と定義されていた高齢者を、「75歳以上」と見直すことを提言したことに伴い、こうした議論に拍車がかかっている。

マニュアルではこれまでの経緯を詳細に記載。高齢者雇用安定法によると、平成25年4月から社員が希望すれば65歳まで働き続けられるよう企業に義務付けた。28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」には、65歳以上の雇用延長や、それ以上の定年引き上げも働きかけている。

厚生労働省の高年齢者の雇用状況調査によると、28年に高齢者の雇用確保措置を取っている企業は99・5%で、65歳まで働ける企業の割合は74・1%になっている。しかし、定年制度としては60歳が維持されており、65歳定年の企業は14・9%、65

歳以上の定年はわずか1・1%だ。

再雇用で「のんびり」を戒め

「65歳までの者に力を発揮してもらうためには、モチベーションを高めてもらい、これまで以上に戦力になってもらうことが必要」

3月にマニュアルを公表した雇用支援機構はこのように作成趣旨を説明する。

60歳の定年後の再雇用については「正社員でなくなることで、余生のような気持ちになって意欲も低下しがち。賃金が低下した場合は特に『のんびりやろう』という気持ちになったりする」と社内での悠々自適生活を戒める。

マニュアルを作成するに当たり、雇用支援機構は昨年4月から12月にかけて、55社の状況を調査した。

高機能性樹脂フィルムの加工業「松元加工」（奈良県田原本町）は8年前から、「70歳定年」という珍しい制度を導入。従業員は約40人と小規模会社だが、「新卒者がなかなか採用できず、慢性的な人手不足のため、高齢者の採用に積極的に取り組むことにした」という。

高齢者であっても、職務内容や役職、賃金も他の年齢層と同じ。職場環境の改善のため、8種類の勤務時間帯を導入したり、休憩室を充実させたりした。床でつまづかないように、配線や配管を床から天井に移すなど高齢社員に配慮した。

同社は「定年引き上げで、60歳前後の体力、気力とも充実した優秀な経験者を採用することが容易になった」と分析している。

職場環境の整備や教育訓練が必要

「その仕事、80歳までできますか？」を合言葉に、高齢者の戦力化に努めたのは、豆腐製造販売業「おとうふ家族」（茨城県笠間市）。従業員は約90人で、23年から希望者全員を70歳まで再雇用するとともに、健康で能力があれば年齢の上限なく雇用している。

移動販売では、午前8時～午後2時の間で、顧客の都合に合わせていつでも出勤可能。高齢者のモチベーションを上げるために「シニアブラザー制度」を導入した。新しく仕事に就いた新人の高齢従業員に対し、技術やノウハウなどをベテランが授けている。

こうした事例を基に、雇用支援機構は「戦力化」に向けた定年引き上げに際し、（1）「戦力」とするなら、これまでの経験を生かせる職務が一番（2）職務や職を変える場合は納得性が大事（3）「居場所」の確保が大切（4）人事制度は「生き物」、職場の意見をしっかり吸い上げる一などを提案している。特に、高齢社員への役割を明示し、職場環境の整備や教育訓練の必要性を強調した。

雇用支援機構の和田慶宏理事長はマニュアルで、「働き方改革の中でも、高齢者の就労促進は、重点的に取り組むべき課題の一つ。企業によって置かれている状況、抱えている課題はさまざまで、それぞれの企業が主体的に考え、取り組むことが必要だ」と指摘している。

「**高齢・障害・求職者雇用支援機構**」＝千葉市に本部がある厚生労働省所管の独立行政法人で、平成15年10月に設立。高齢者や障害者などの雇用を支援するとともに、職を求める労働者の職業能力をアップさせるための業務を行う。「65歳超雇用推進マニュアル」は同機構のホームページに掲載（<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/manual.html>）。

ニヤるほど！ 社会保障 社会保障のお金は、誰が払っているの？

読売新聞 2017年4月25日

税金・保険料を充てる

社会保障のお金は誰が払っているの？

Q 年金や医療、介護にかかるお金は、どこから出ているの？

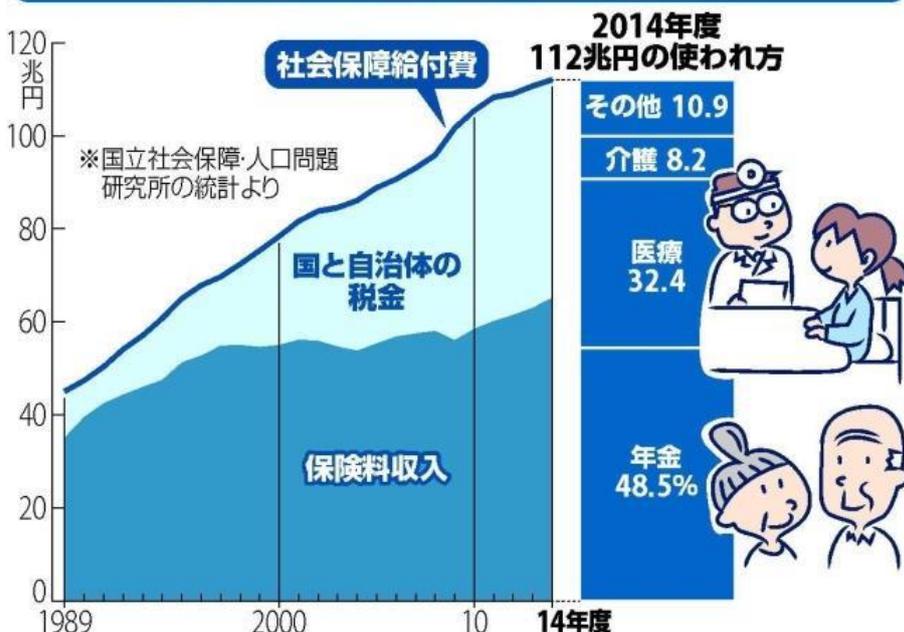
A そうした社会保障にかかるお金は主に、みんなが払っている「税金」と、大人にな

ったら払う「保険料」から出しているよ。だいたい税金が4に対して、保険料が6の割合だ。みんなでお金を出し合って、病気や高齢など色々な事情を抱えた人たちの暮らしを支えているんだね。

税金は、働いている人や利益を出した会社などが払う所得税や法人税、みんなが買い物をした時に払っている消費税が代表的だ。

年金の保険料は、20歳から59歳の人が払う。医療や介護の保険料は、高齢者も払っているよ。会社員の場合、医療や年金などの保険料は、本人だけじゃなく会社も負担しているんだ。

社会保障にかかるお金は増え続けている



Q 社会保障の費用が増えて大変だって、聞いたけど。

A そうなんだ。この25年間で2・5倍に増えて、2014年度は約112兆円。その半分が年金、3割が医療、1割が介護に使われた。費用が膨らんでいるのは、年金を受け取り、医療や介護が必要なことも多い高齢者が増えているから。

さらに、25年度には約150兆円に達するのでは、とされているよ。

Q そんなに払えるのかしら？

A 費用が増えるのと反対に、主にお金を払う若い世代は少子化で減っている。税金や保険料だけで払いきれず、国が借金をして補っているんだけど、その額は増えている。

今年度の国の予算を家計に例えてみよう。年収（税収）は577万円だけど、親の介護など（社会保障費）にかかる324万円に生活費などを合わせた支出は974万円。足りない分のうち、343万円は借金（新規国債発行）をする。毎年借りていて、今年度末には借金残高が8650万円になってしまいそうだ。

保険料や税金を上げるのも限界があるし、借金が増えるのも不安だよ。誰がどのくらいお金を負担し、何に使うのか。個人の損得勘定ではなく、日本の未来のために、世代を超えて話し合っていけるといいね。（田中ひろみ）

聴覚障害男性の筆談に応じず 京都市営地下鉄 京都新聞 2017年04月25日

重度の聴覚障害がある京都市左京区の男性（62）が今月10日、市営地下鉄北大路駅で市交通局職員2人にIC乗車券の説明を依頼した際、身体障害者手帳を示して筆談でのやりとりを3度にわたって求めたのに、職員が口頭で説明し続けていたことが24日、分かった。障害者差別解消法は行政機関に対し、障害者への「必要な配慮」を義務付けており、市交通局は「配慮に欠ける対応だった」と男性に謝罪した。

男性は10日午後、北大路駅事務室で「スルッとKANSAI 特別割引用ICカード」の新規申し込みについて説明を依頼した。身体障害者手帳を示し、耳に手を当てながら「聞

こえないので、書いてください」と3度口頭で訴えたが、職員2人が口頭での説明を続けたため、「声だけで説明されても聞こえない」と大声で訴えてようやく、職員は筆談に応じたという。

現在位置: トップページ > 交通局組織一覧

交通局組織一覧

・市役所、各区役所にお電話でお問合せの際には、おかけ間違いのないよう、今一度、番号をご確認くださいませようお願いいたします。

部名等	課名	主な業務内容	電話番号	ファックス番号
企画総務部	総務課	局の庶務、庁舎管理、経営健全化計画の実施状況の総括、広報・広聴	(庶務担当) 075-863-5031、 (総務担当) 075-863-5035、 (情報管理担当)075-863-5036	
	職員課	職員の勤務条件、労務管理、人事管理、組織管理、給与、福利厚生・安全衛生、健康保健	(労務担当) 075-863-5071、 (人事担当) 075-863-5073、 (給与安全衛生担当)075-863-5074	
		財政計画・資金計画、予算・決算の総合調	(予算・決算担当)075-863-5085、(出納担	

各課のファクス番号(右端の枠内)が空欄だった京都市交通局的ホームページ。24日に記載を追加した

男性が職員の対応について、文書を交通局に郵送して指摘した。市交通局的の調査によると、対応した40代男性職員2人は、身体障害者手帳の提示は認識していたが口頭での会話が成立

すると思ひ込み、3度にわたる筆談の求めも「聞き取れなかった」と釈明した。

市交通局高速鉄道部は「障害者手帳を示された時点で、その人にどのような障害があるのか、どういう対応が必要なのかを確認すべきだった」として、当該の職員や上司らが18日、男性に会い謝罪した。

昨年4月施行の障害者差別解消法は、障害者から社会的障壁の除去が必要との意思表示があった場合、配慮を行政機関に義務付けている。今回の事案を受けて交通局は職員向けに、法を踏まえた対応を徹底するよう求めた。

今回、男性が文書の郵送で職員の対応を指摘したのは、市交通局ホームページには各担当課の連絡先としてファクス番号がなく、電話番号しか記載されていなかったためだ。京都市は、障害者差別解消法を踏まえた対応要領で「情報へのアクセスのしやすさ」を掲げており、これに反していたとも言え、市交通局は24日になってファクス番号の記載を追加した。

市交通局は「今回の事案は丁寧さに欠けていた。相手の側に立った対応を今後心掛けたい」としている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

